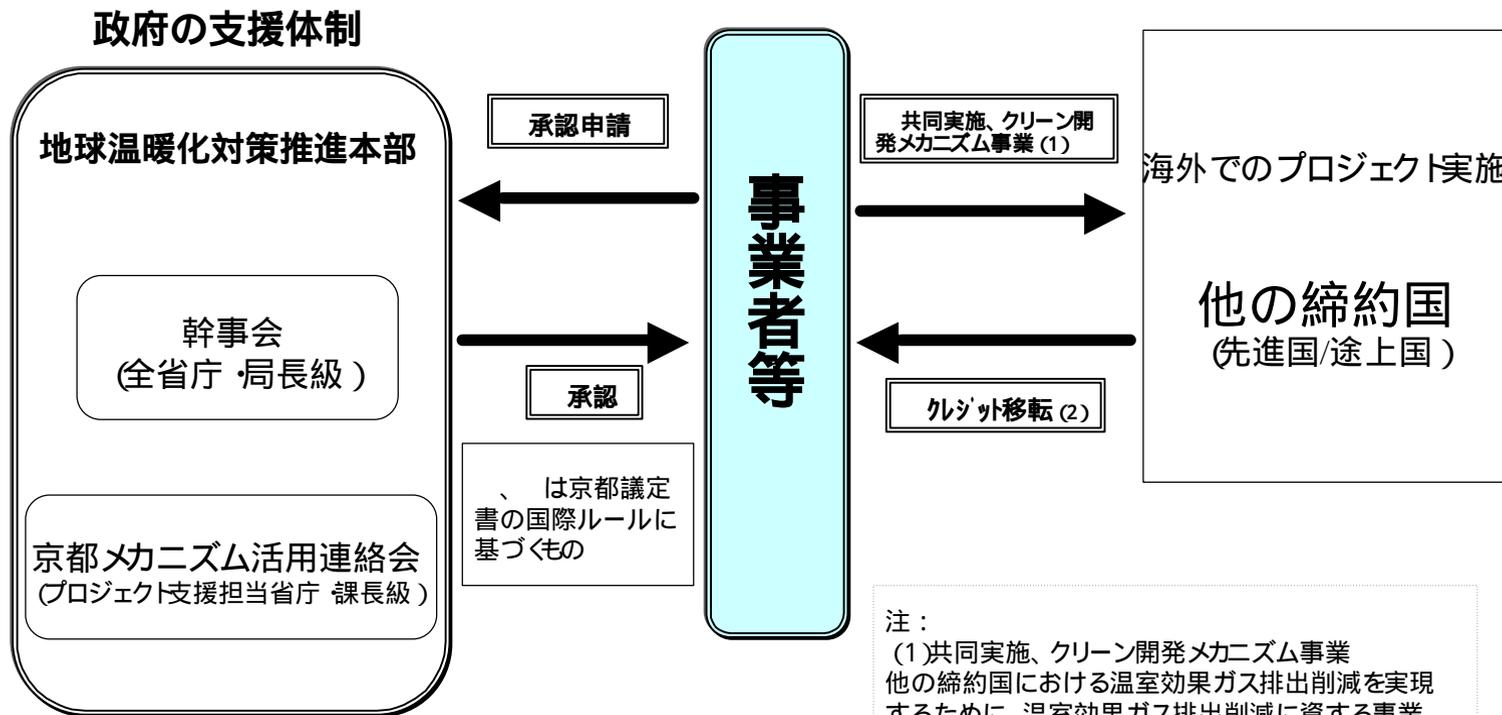


# 京都議定書に基づく共同実施 (JI)・クリーン開発メカニズム (CDM)の活用について



注：

(1)共同実施、クリーン開発メカニズム事業  
他の締約国における温室効果ガス排出削減を実現するために、温室効果ガス排出削減に資する事業を行うもの。

(2)クレジット移転  
他の締約国における温室効果ガス排出削減実績を、事業者等が国内で行ったものと見なすもの。